

令和2年第3回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	6月3日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明
			休 会	農村環境改善センター	午後 1時	<ul style="list-style-type: none"> ・議 案 審 議
2	6月4日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一 般 質 問
3	6月5日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 3 日 (水)

令和2年第3回山江村議会6月定例会（第1号）

令和2年6月3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 2号 | 令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 3号 | 債権放棄の報告について |
| 日程第 5 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 6 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 7 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 8 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 9 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）） |
| 日程第10 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第11 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）） |
| 日程第12 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例） |
| 日程第15 | 承認第11号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |

- 日程第 16 承認第 1 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 17 承認第 1 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 18 同意第 2 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 3 号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 4 号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 3 1 号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 3 2 号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 3 3 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 3 4 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 3 5 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 3 6 号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 3 7 号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第 28 議案第 3 8 号 令和 2 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 3 9 号 令和 2 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 4 0 号 令和 2 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 4 1 号 令和 2 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 4 2 号 令和 2 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	本 田 り か さん	2番	久保山 直 巳 君
3番	中 村 龍 喜 君	4番	赤 坂 修 君
5番	森 田 俊 介 君	6番	横 谷 巡 君
7番	立 道 徹 君	8番	西 孝 恒 君
9番	中 竹 耕一郎 君	10番	秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	山 口 明 君	企 画 調 整 課 長	平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長	新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。令和2年第3回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用を認めます。また、議会を傍聴される場合は、マスクを着用されまして入室されますようお願いいたします。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

3月30日の議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告については、お手元に配付をしております。

4月から5月にかけて、ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症予防のための諸般の事業につきましては、ほぼ中止が多くありました。従いまして、この2カ月間では全協が4回ほど実施をされております。4月5日にはタイムカプセルの除幕式が行われております。

それから、5月1日、議会のほうから5項目にわたりまして、感染症予防のための要望書を村議会から山江村のほうに提出をしております。

以上で諸般の報告につきましては説明を終わりたいと思います。

次に、一部事務組合の議会が開催をされております。関係議員のほうから報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） おはようございます。令和2年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月29日金曜日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されましたので、報告いたします。

第1号、日程第1、仮議席の指定。

日程第2、議長の選挙、日程第2の議長選挙において、選考委員会による指名推選の方法により、多良木町選出の村山昇議員が議長に選任されました。これはあさぎり町議会の任期満了に伴う議員選挙により、同組合議会の議長が空席となっていたものであります。

第1号の追加1、追加日程第1、議席の指定。

追加日程第2、会議録署名議員指名のあと、追加日程第3、会期の決定となり、会期については、本日1日限りとすることに決定されました。

追加日程第5、陳情第1号、人吉球磨クリーンプラザでの農業用プラスチック類の処理に関する陳情について。この陳情第1号については、調査特別委員会に付託され、継続調査を行ってきましたが、令和2年4月17日付け取下げの願い書が提出され、委員会において全員異議なく陳情の取下げについて認めることに決定され、議会において陳情と取下げを了承し、撤回されました。

追加日程第6、議員の派遣について。最後に議員の派遣の件については、令和2年度の議員派遣について、配付された計画のとおり実施することに決定され、閉会いたしました。

以上、令和2年度第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果についての報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日ここに、令和2年第3回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員出席をいただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについて述べなければいけません。政府は5月25日に緊急事態宣言を全国で全面解除いたしました。その後、自粛が段階的に緩和されているところであります。しかし、まだ感染されておられる方、治療中の方がおられますし、お亡くなりになられた方も全国で900名を超えました。世界では37万7,000人を超えております。改めて感染症の恐ろしさ、また手ごわさを感じているところであります。亡くなられた方々、有名な方々もおられますけれども、さぞかしコロナ感染症での犠牲ということで残念だったろうと思いますが、心からのご冥福と、治療中の皆様方の一日も早い社会復帰を心からお祈りを申し上げます。

コロナウイルスとの戦いについては、緊急事態解除後も昨日、東京都で東京アラートが発令されたように、短期間で収まるということではなく、期間を要する戦いの模様であります。コロナに打ち勝つということだけではなく、コロナに適応する生活が求められております。

従いまして、現在、感染予防対策と社会経済活動の推進との相反する二つの課題を同時に考えまして、行動することが求められております。加えて、今後はますます行動の範囲が、いわゆる自粛が段階的に解かれていきますので、お一人お一人の感染を避ける責任ある行動が、以前にも増して重要になってまいります。コロナウイルスは自分では動けませんので、生き続けるためには人から人への体を求めて活動をいたします。

改めて村民の皆様には、引き続きの3密を避ける行動、ソーシャルディスタンスといわれる隣の人との距離をとる行動、小まめな手洗い等の実践によりまして、感染予防、防止対策をよろしくお願いを申し上げます。日常の暮らしが戻る中に、いわゆるコロナ生活をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、先般の臨時会後の諸般の報告を申し上げ、今回もあいさつに代えさせていただきますたいと思いますが、主なもののみ申し上げます。

4月1日、山江役場職員、また（株）やまへの辞令交付式を行いました。

4月3日、山江村のケーブルテレビが開局10周年を迎えておりますので、その記念のセレモニー、また、今後10周年を記念してのいろいろな事業が予定をされているところであります。

同じく3日にタイムカプセルのお披露目式を行わせてもらっておりますし、山江村のコロナウイルス感染症対策本部会議は5回目の会議を開催したところであります。また、夕方から、山江村の観光交流促進協議会の役員会を開催されるということで出向いております。

4月7日は、山江村消防団の今年分団長も代わられましたけれども、新旧幹部会議に参加をいたしました。

それから4月10日であります。山江村の新型インフルエンザ対策本部会議第1回としておりますけれども、9日に緊急事態宣言が発令されたということでもあります。従いまして、インフルエンザの関連の特別措置法が発令されたということに伴いまして、全国各市町村におきましても新型インフルエンザ対策本部会議を設置したということでもあります。山江村は10日に設置をして、第1回目の会議を行ったということでもあります。

受けて4月12日ではありますが、4月10日に人吉市のほうの病院の先生が、コロナ感染というようなことが発覚をいたしまして、日曜日ではありましたが緊急の市町村長会議を山江村役場で開催をさせてもらい、その対策を練ったところでもあります。ご案内のとおり、各社会体育施設の閉鎖、また温泉センターの閉鎖など、球磨郡のみならず人吉球磨一斉にですね、行うということをお申し合わせたところでもあります。

それから4月21日に飛びますけれども、村内の企業訪問とありますのが、3月下旬で商工会のほうに出向いてその状況、コロナ感染のですね、経済的状況を伺ったところ、その影響はあまり出ていないということでありましたけれども、各社会体育施設、公共施設が閉まった、また、いろんな自粛規制が始まったということもありまして、村内の企業訪問をしております。その企業に対しますどのような影響があるかというところを、自身私、ヒアリングといたしますか、現場に赴きまして、担当また社長から話を聞いております。

27日、28日も同様であります。

それから5月6日でありますけれども、これは緊急事態宣言が解除されたということに対しましての緊急の町村長会議を開催いたしました。ご案内のとおり、全国での感染者の様相が日々変わってきます。また、その対応もですね、国・県・市町村それぞれ変わってきますので、その対応が日々変わってくるということでもあります。今回はその解除に伴う町村長会議で、連休中ではありましたが、5月11日をめどにいろんな緩和策を協議をさせていただいたということでもあります。

それから5月7日に球磨郡体育協会緊急役員会議としておりますけれども、私、球磨郡の体育協会長を仰せつかっておりますけれども、今年の郡民体育祭について役場のほうで協議をさせていただきました。その結果、今年中止という方向で決定をさせていただき、各種目協会に通知を流したところであります。教育委員会を中心に体協の方々、楽しみにしておられた球磨郡の郡民体育祭でありますけれども、今年残念ながら中止ということでございます。

それから5月19日に飛びまして、山江村の村有財産審議会を開催させていただいたということでもあります。これは、ご案内のとおり球磨中央森林組合が所有しております旧山江森林組合の事務所兼用地でありますけれども、これの払い下げの件について前々から協議をいたしておりました。その方向が決まりまして、その価格を決めるための財産審議会を行ったということでもあります。

それから5月23日には、かちやリンクやまえの通常総会に出向きました。

そして5月25日は、いよいよ梅雨のシーズンが始まるといいますか、南九州はもう既に梅雨入り宣言がなされているところでありますけれども、气象台、長とですね、ホットラインを結ぶという訓練をいたしております。コロナでの避難をどうするかというような課題を突きつけられているところでありますけれども、関係機関、いわゆる球磨地域の振興局と、ましてや国交省の八代河川道路事務所、それから气象台とホットラインを結んでいるところでありますけれども、いろんな情報を密にしながら、村民の生命財産を守っていくというようなことを確認したところであります。

それから5月27日でありますけど、(株)やまへの決算報告が、税理士が来られてございました。3月31日でありましたので、今年も400万円を超える黒字が出ているということではありますけれども、ご案内のとおり、もう4月、5月と閉めております。その期間全くその収入がないということで、民間での飲食業と同じようなですね、状況に今、陥っているということでもあります。

それから5月27日でありますけれども、山江村総合協議会を開催させていただきました。教育大綱が5年を経ちまして見直しを図られたということでもあります。今後5年間の教育大綱を教育委員の方々とは意見交換をさせてもらい、決定をさせていただいております。

以上申し上げましてあいさつと代えさせていただきたいと思っておりますけれども、本日、村長提案の議案は、地方創生臨時交付金事業による村民の感染症予防に対する事業、暮らしに対する支援、そして自粛により困窮している経済活動への補助と、新型コロナウイルス対策事業に関する補正予算外29件でございます。後ほど担当課長のほうから詳しく説明をいたしますが、どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。ありがとうございます。

○議長(中竹耕一郎君) これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長(中竹耕一郎君) ただいまから、令和2年第3回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中竹耕一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議事日程に従いまして指名を行います。今回は、山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、6番、横谷巡議員、7番、立道徹議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長(中竹耕一郎君) 日程第2、会期の決定について。

本件につきましては、5月26日、議会運営委員会が開催され、会期の日程について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番議員、秋丸安弘君。

○議会運営委員長(秋丸安弘君) おはようございます。令和2年第3回山江村議会定

例会につきまして、去る5月26日午前9時から議会運営委員会を開催し、本定例会全般について協議をいたしております。

決定しておりますことを報告申し上げます。

会期につきましては、本日3日から5日までの3日間としております。

本日、開会、提案理由の説明、午後から議案審議としております。

2日目、4日は一般質問で、2名より通告がなされております。終了後散会としておりますが、発言の順序はくじにて決定しております。時間につきましては、質疑・答弁含めて60分としております。

最終日の3日目、5日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 報告第2号 令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、報告第2号、令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案の説明を行いたいと思っておりますけれども、できるだけ簡潔にですね、議会の短縮といいますか、に努力してまいりたいと思っております。後ほど審議がありますので、その折にまた十分にご審議をお願いしたいと思います。

報告第2号であります。令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。令和元年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。令和2年6月3日、本日提出でございます。提案者は私、山江村長、内山慶治でございます。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでござい

ます。

1枚開けていただきますと、令和元年度山江村繰越明許費繰越計算書（一般会計）分であります。4件でございますが、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その右に左の財源内訳とありますが、順次読み上げさせていただきます。

款が商工費、項が商工費、事業名につきましても、温泉センター源泉ポンプ取り替え事業、金額が284万7,000円、翌年度繰越額、本年度繰越額であります。同じく284万7,000円です。財源内訳につきましては、一般財源を284万7,000円充てております。

次に、土木費、道路橋梁費、村道吐合宇那川線防災事業であります。金額は3,223万6,000円ですけれども、繰り越します金額につきましては、1,570万円でございます。財源の内訳は、国庫の支出金が753万4,000円、地方債が650万円、一般財源、いわゆる村の持ち出し166万6,000円でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、事業名が村道、県道下段線下之段橋架替事業であります。金額は1億7,450万円、繰越額につきましては1億212万3,000円、財源内訳であります。国庫支出金が5,860万8,000円、地方債が4,350万円、山江村からの持ち出し、一般財源が1万5,000円でございます。

次に、教育費、教育総務費、事業名が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業であります。金額につきましては2,350万円でございます。繰越額はそのまま2,350万円を繰り越し、財源内訳といたしまして、国庫の支出金が1,151万円、地方債が1,150万円、一般財源として49万円を充てるものでございます。

合計金額は2億3,308万3,000円、繰越額につきましては、1億4,417万円、国庫支出金が7,765万2,000円、地方債が6,150万円、そして一般財源につきましては、501万8,000円となっているところであります。

以上、ご説明申し上げます。

-----○-----

日程第4 報告第3号 債権放棄の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、報告第3号、債権放棄の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

債権放棄の報告についてでございます。

山江村債権管理条例（平成29年条例第11号）第14条第1項の規定に基づ

き、村の債権について下記のとおり放棄をいたしましたので、第15条の規定により報告するというものでございます。本日提出であります。

記といたしまして書いておりますけれども、内容を書いておりますが、1、放棄した債権の種類は、建物賃借料でございます。2、放棄した債権の件数は1件であります。3、放棄した債権の金額は6万6,000円でございます。4、放棄した時期につきましては、令和2年3月31日となっております。5、放棄した理由につきましては、債権者の所在が不明でありまして、債権を回収できる見込みがないために放棄をしたということであります。

提案理由につきましては、債権の放棄については、山江村債権管理条例第15条の規定に基づき、議会への報告が必要があるために提案をさせていただくというものであります。

この件につきましては、元JA選果場跡の建物賃借料の被競争権、被強制徴収債権であります。借用期間が平成26年6月から9月までの4カ月間の間、賃借料が6万6,000円でございますが、当時から債権の請求を行ってございましたけれども、連絡がとれず徴収停止の状態でありました。

従いまして、令和元年度末をもちまして債権者の所在が不明で、債権を回収できる見込みがないということでありまして、山江村債権管理条例第14条第1項の債権の放棄に該当すると認めまして、同条第15条の規定に基づき今回議会へ報告するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出であります。

提案理由でございますが、村税等が令和2年3月末日に確定をしております。従いまして、令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものでご

ざいます。

2枚目が専決処分書を添付させてもらっております。内容につきましては、専第1号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和元年度の山江村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,229万1,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,757万4,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第1号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。1、村税、収納額確定による56万1,000円の減額でございます。12、分担金及び負担金、実績に伴います社会福祉施設負担金など62万8,000円の減額でございます。14、国庫支出金、道路整備に係る社会資本整備総合交付金の配分率に伴う国庫補助金など、1,378万4,000円の減額でございます。15、県支出金、民生費、衛生費及び農林水産業費などの事業実施に伴います県補助金などの204万3,000円の減額でございます。16、財産収入、素材生産売払いに係る売り払い収入など、174万7,000円の増加でございます。20、諸収入、乗合タクシーまるおか号のフィーダー補助金及び職員派遣に係る実績に対する負担金など、366万6,000円の増額でございます。

2ページをご覧ください。21、村債、事業実績に伴い不用額の80万円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から補正額1,229万1,000円を減額しまして、35億7,757万4,000円とするものがございます。

3ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、人件費及び事業実施に伴います不用額932万9,000円を減額するものです。3、民生費、福祉サービスなど実施に伴う給付の不用額2,497万3,000円を減額するものがございます。4、衛生費、子育て支援等実施に伴います助成金の不用額1,094万5,000円を減額するものです。5、農林水産業費、農林業振興に係る事業実施に伴います事業費不用額887万7,000円を減額するものです。7、土木費、社会資本整備に係る工事請負費などの不用額3,359万8,000円を減額するものです。9、教育費、事務に係る賃金、委託料及びICT教育

の使用料など、実施に伴います不用額など556万3,000円を減額するものです。

4ページをご覧ください。10、災害復旧費、実施に伴います不用額165万円を減額するものです。12、予備費8,591万円を増額しまして、歳出合計、補正前の額から1,229万1,000円を減額しまして、35億7,757万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、国民健康保険税等が、令和2年3月末日に確定をいたしましたために、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を専決処分をさせていただいたというものでございます。

次に、専決処分書を添付しておりますが、省略いたします。

専第2号でございますが、令和元年度山江村国民健康保険事業補正予算（第5号）でございます。令和元年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万1,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,398万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。3月31日に専決をさせていただいております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、専第2号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税につきましては、収納額確定によります530万6,000円の増額でございます。款6、県支出金につきましては、767万7,000円増額するものでありまして、療養給付費等の実績により、県の交付金、負担金の額が確定したことによるものであります。款9、繰入金につきましては、実績により一般会計からの繰入金256万6,000円を減額するものでございまして、歳入合計、補正前の額に1,166万1,000円を増額しまして、4億6,398万2,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきまして、療養諸費及び高額療養費等の給付実績によりまして、468万4,000円減額するものでございます。款6、保健事業費につきましては、人件費及び特定健康診査等、保健事業関係の実績に伴うものでありまして、185万5,000円減額するものでございます。款10、予備費、予備費を1,913万7,000円増額するものでありまして、歳出合計、補正前の額に1,166万1,000円を増額しまして、4億6,398万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、水道使用料等が令和2年3月末日に確定をいたしましたので、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を専決処分をさせていただいたというものでございます。

次に、専決処分書を添付をいたしております。

それでは、専第3号でございますが、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）でございます。令和元年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万8,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,459万9,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。3月31日に専決させてもらったものがございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、専第3号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2、使用料及び手数料、水道料の確定に伴い8,000円減額、9、村債を20万円減額しまして、歳入合計を補正前の額から20万8,000円減額し、1億6,459万9,000円とするものがございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、光熱水費等を28万円減額、2、簡易水道施設整備費、工事請負費を90万円減額しまして、歳出合計を補正前の額から20万8,000円減額し、1億6,459万9,000円とするものがございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものがございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、村債等が令和2年3月末日に確定をいたしましたために、

令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を専決処分させていただいたものでございます。

次に、専決処分書を付けておりますが、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、専第4号でございます。令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,963万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。3月31日に専決させていただいたということでございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、専第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、村債を10万円減額しまして、歳入合計を補正前の額から10万円増額し、1億3,963万9,000円とするものがございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、農業集落排水事業費、委託料及び工事請負費等を294万9,000円減額、4、予備費を293万7,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額から10万円減額し、1億3,963万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により

これを報告し、その承認を求めるといふものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護給付費負担金等が令和2年3月末日に確定をいたしましたために、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）を専決処分させていただきます。

2枚目に専決処分書が添付してございます。

それでは、専第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）でございます。令和元年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,633万1,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,897万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和2年3月31日に専決したものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、専第5号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものにつきまして説明いたします。居宅介護サービス給付等の実績により、負担金等が確定したことによりまして、款3、国庫支出金を1,012万9,000円、款4、支払基金交付金を434万4,000円、款5、県支出金を230万円をそれぞれ減額するものでございまして、歳入合計、補正前の額から1,633万1,000円を減額しまして、4億3,897万3,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして1,911万9,000円を減額するものであります。款4、地域支援事業費につきましては、介護予防、生活支援に伴う委託料及び介護予防サービス計画作成委託料の実績によりまして、153万8,000円減額するものでございます。款8、予備費を488万5,000円増額するものでありまして、歳出合計、補正前の額から1,633万1,000円を減額しまして4億3,897万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山

江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、後期高齢者医療保険料等が令和2年3月末日に確定をいたしましたために、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を専決処分させていただいたものでございます。

次に、専決処分書を添付しております。

それでは、専第6号でございますが、令和元年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）でございます。令和元年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,613万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本年3月31日に専決させていただいたということでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、専第6号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、収納額確定によります8万3,000円増額するものでございます。款3、繰入金3万8,000円減額するものでございまして、事務費繰入金の確定によるものであります。歳入合計、補正前の額から1万円を減額しまして、3,613万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款3、諸支出金につきましては、還付金実績によります5万円の減額でござ

います。款4、予備費を8万円増額するものでございまして、歳出合計、補正前の額から1万円を減額しまして、3,613万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、ケーブルテレビ使用料等が令和2年3月末日に確定をいたしましたために、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を専決処分したものでございます。

2枚目に専決処分書を付けております。

それでは、専第7号でございます。令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）でございます。令和元年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,320万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。3月31日に専決させていただいたものでございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、専第7号について説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、主なもののみ説明をいたします。款2、使用料及び手数料68万5,000円を減額するものでありまして、ケーブルテレビ使用料等の実績による

ものでございます。歳入合計、補正前の額から75万3,000円を減額いたしまして、9,320万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、款1、総務費24万4,000円を減額するものでありまして、業務請負委託費の委託料の減額でございます。款2、ケーブルテレビ事業費178万6,000円を減額するものでありまして、事業費委託料及び工事請負費等の減額であります。款4、予備費を127万7,000円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から75万3,000円を減額いたしまして、9,320万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例、それから、その後新旧対照表を添付しているところでありますけれども、この条例につきましては、地方税法等、いわゆる国の上位法の改正に伴う条例改正でございます。

主なものといたしまして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の対応、たばこ税の課税見直し、また、これらに伴いまして字句読み替えがありますので、それが主なものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日を基準とし、項目によって施行日がそれぞれ附則に記載してあるとおりでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 13 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 13、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第 9 号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるといふものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1 枚めくっていただきますと、改正する条例に引き続きまして、その次のページが新旧対照表となっておりますけれども、この条例につきましても上位法が改正されたということに伴います条例改正でございます。

内容は大きく 2 点ございます。1 点目は、国保被保険者間の税負担の公平の確保を目的とした課税限度額の引き上げでございます。今回の改正では、医療分を 61 万円から 63 万円に、介護納付金分を 16 万円から 17 万円と合わせて 3 万円の限度額引き上げとなっております。

2 点目は、中・低所得層の保険税負担の軽減を図ることを目的といたしまして、5 割・2 割軽減基準の軽減判定所得について改正されるものでございます。いずれも施行日は令和 2 年 4 月 1 日から、それ以前の分については従前の例によるものでございます。

以上、説明申し上げます。

-----○-----

日程第 14 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 14、承認第 10 号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題と

し、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第10号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるといふものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正をされております。従いまして、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴いまして、条例で引用する同法の法律名及び条項の整備をする必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例に続きまして新旧対照表がございますが、これは法律の名称改正に伴います条例改正でございます。従前の法律名が記載してある部分を新規法律名へと改正をいたしまして、そのことに伴いまして条項のずれを併せて改正するものでございます。施行日は公布の日からでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第15 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第11号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるといふものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、令和2年4月7日に決定をしたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がございまして、その次に新旧

対照表を添付させてもらっております。これは新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤もしくは事業収入等の減少となった場合に、国民健康保険税の減免を行う改正でございます。施行日は公布の日からといたしまして、令和2年2月1日から適用をするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第16、承認第12号、専決処分事項の承認をを求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第12号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）等が令和2年4月30日から施行されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けますと改正する条例を添付しておりますし、最後のページには新旧対照表を付けております。これも上位法改正に伴います条例改正でございますが、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策によるものでございます。

主なものといたしまして、税の徴収猶予制度の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少となりまして、納付が困難であるという方に対し、無担保延滞金なしで1年間徴収を猶予するというものでございます。自動車税及び軽自動車税の環境性能割の特例を6カ月延長するというもの等の改正となっております。施行日につきましては公布の日からといたしまして、第2条については、令和3年1月1日となっております。

以上です。

-----○-----

日程第17 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第13号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出です。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月20日に特別定額給付金事業が閣議決定いたしましたことに伴いまして、速やかに事業を実施する必要があるため、令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただいたというものでございます。

次に、専決処分書を添えております。

それでは、専第13号でございます。令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,280万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,730万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

これにつきましては、令和2年5月1日に専決をさせてもらったものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第13号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14、国庫支出金、子育て世帯臨時特別給付金及び特別定額給付事業に係ります補助金3億5,280万円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額3億5,280万円を増額しまして、34億1,730万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、2、総務費、特別定額給付に係る事業費、3億4,565万円の増額でございます。3、民生費、子育て世帯臨時給付に係る事業費、715万円の増加でございます。6、商工費、新型コロナウイルス感染対応への経済支援補助金など1,054万円の増加でございます。12、予備費1,054

万円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額3億5,280万円を増額しまして、34億1,730万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

-----○-----

**日程第18 同意第2号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を
求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第18、同意第2号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。山江村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として、住所、氏名、生年月日、任期を示しておりますけれども、住所につきましては、山江村大字万江甲87番地、氏名が赤坂道代。敬称を略させていただきます。生年月日が昭和46年10月12日でございます。任期につきましては、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間というふうになっております。

提案理由でございますけれども、現委員でございました西川正晴氏が辞任をされました。それに伴いまして、新たに赤坂道代氏を適任者と認め、選任するということでございますが、その選任にあたりましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

審査委員については3名を置くことになっております。先般、現委員の西川氏より辞任の届出があったということに伴いまして、今回新たに選任をする必要があるため、同意を求めるものでございます。

赤坂氏は、現在介護福祉士として福祉施設に従事をされておられます。新たなものに対する興味や学習意欲もあり、PTA等も積極的に活動をされておられる方です。地域からの人望も厚く、適任と考えまして選任をいたしたところであります。

経歴について申し上げますと、平成2年3月に球磨商業高等学校卒業後、同じく平成2年の4月から手塚病院、平成21年の1月から人吉中央温泉病院、そして現在は有限会社九州ライフサポートの老人ホーム「とわのいま」というところにお勤めでございます。

以上であります。

-----○-----

日程第19 同意第3号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、同意第3号、山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについてでございます。農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づく認定農業者等の要件について、同項ただし書並びに農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に基づく認定農業者等が、委員の過半数を占めることを要しないとする事、並びに、同項第2号の内容を適用させることについて、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。山江村農業委員会の区域内における認定農業者の数が少ないなどの原因によりまして、委員構成が困難である場合としてこの要件を適用させるためには、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

ご案内のとおり、農業委員8名おられますけれども、その過半数以上ですね、原則として認定農業者の方を任命しなくちゃいけないということになっておりますが、現在は3名、今回提案させていただく農業委員は3名でございますので、従いまして、その任命に係る要件の同意を求めることについて、今回提案をさせていた

だくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第20 同意第4号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、同意第4号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 引き続きまして、同意第4号は、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

山江村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として、住所、氏名、生年月日を記載してございます。読み上げさせていただきます。

まず、住所、山江村大字万江873番地、氏名が豊永安子。敬称を略します。生年月日につきましては、昭和38年10月25日であります。

次に、住所、山江村大字山田乙2133番地1、氏名、白川正博。生年月日につきましては、昭和34年1月17日でございます。

次に、山江村大字山田丁199番地、氏名、中村賀津男。生年月日につきましては、昭和38年8月15日でございます。

次に、山江村大字万江甲822番地、氏名、松本聖司。生年月日が昭和58年2月14日でございます。

次に、山江村大字山田甲1691番地2、氏名、田上喜三郎。生年月日につきましては、昭和34年8月2日でございます。

次に、山江村大字山田丁276番地、氏名、西川正晴。生年月日につきましては、昭和28年2月14日でございます。

次に、山江村大字山田乙1402番地、氏名、簗田和広。生年月日につきましては、昭和44年9月8日となっております。

次に、住所が山江村大字山田丁99番地1、氏名、湊田和代。生年月日につきましては、昭和40年12月17日でございます。

提案理由でございますけれども、農業委員会委員を任命するに当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

農業委員の募集につきましては、令和2年3月16日より4月10日までを期限として第1回を募集をいたしました。ただし、農業委員8名中6名の応募があつて2名が足りないということでありましたのが、さらに4月13日から4月24日まで募集を延長いたしまして、その間に2名応募がなされ、合計8名ということでございます。任期につきましては、令和2年7月20日より令和5年7月19日、3年間でございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第21 議案第31号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第21、議案第31号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その改正の条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっておりますけれども、主な改正内容につきましては、これは上位法の一部改正による改正でございますが、従来の認可保育園や認定こども園の認定こどもに加え、幼稚園認可外保育施設等、これはベビーシッターを含むということでございますが、利用する子どもについても10月から幼児保育の無償化の対象に含まれております。従来の認可保育や認定こども園の認定こどもが、支給認定から教育保育給付認定と改め、幼稚園認可外保育施設等を利用するこどもを施設等利用認定とすることとなっております。

また、施設等利用認定に係る特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、上位法の一部改正で新たに新設をされたことに伴いまして、本村の条例も新たに追加をいたしております。ただ、現在山江村においてはですね、該当施設はない

ということでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第22 議案第32号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第22、議案第32号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして条例の一部を改正する必要が出てきましたので、提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例を書いておりますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっているということでございます。これもいわゆる上位法の一部改正がありましたので、条例を一部改正する必要があるということでございます。

主な改正内容につきましては、家庭的保育事業用基準について、代替保育を提供する連絡先の緩和、食事の提供の特例の設置及び経過措置の延長をするものでございます。現在、本村については該当の事業所はありません。

附則といたしまして、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するというものでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第23 議案第33号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第33号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に、傷病手当金を支給するために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がございまして、次に新旧対照表を添付させてもらっております。

内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定によりまして、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染をするなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われるということになっております。これを受けて本村において当該傷病手当金を支給するため規定を追加をさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の第14条から第16条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するというようにしております。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第24 議案第34号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第24、議案第34号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございますし、そのあと新旧対照表を添付させていただきます。

これもいわゆる上位法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により、

一定程度収入が下がったという方々に対しまして、介護保険料の減免に伴う条例の一部改正でございます。

改正の主な内容でございますが、所得に応じて保険料が区分されております第一段階、二段階、三段階の負担割合の軽減を強化をするというものでございます。令和元年10月に消費税が引き上げられたということから、令和元年度においては、完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めていましたけれども、今般、令和2年度から消費税率10%引き上げの満年度化に伴いまして、保育料軽減の完全実施となりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険料の減額、または免除の特例に係る規定の追加をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用いたしまして、改正後の附則第1条の規定は、令和2年2月1日から適用することとしております。

また経過措置といたしまして、令和元年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものであります。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第25 議案第35号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第25、議案第35号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきますというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございます。また次に新旧対照表を添付しておりますけれども、これも国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定によりまして、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対しまして、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われるということになっております。これを受け

て、熊本県後期高齢者医療広域連合において、当該傷病手当金を支給するために必要な規定を整備するのが必要ということでもありますので、本村がその申請を受け付けするために規定を追加するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

-----○-----

**日程第 2 6 議案第 3 6 号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 6、議案第 3 6 号、山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 3 6 号についてご説明申し上げます。

山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、本村学校施設の使用に関し、適正に管理をするというために提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと、条例の一部を改正する条例の別表が載っておりますけれども、4 条関係を別表のように改めるというものでございます。内容につきましては、別表に定める使用料の区分欄の山田小全館とありましたが、これを山田小学校体育館全館に改めたい。それから、山江中全館とありましたのを、山江中学校体育館全館にそれぞれ変更いたしまして、新たに山江中学校武道館を追加をいたしまして、使用料を 1 時間 6 0 0 円、照明代を 1 時間 4 0 0 円と定めるということでございます。なお、山江中学校武道館は、山江中学校の剣道部やわいわいクリスポやまへの剣道クラブ、空手道クラブなど村内の団体が使用しておるということでございますけれども、今後村外の団体の使用も見込まれるということでもありますので、使用料を定め、別表に追加をさせていただくというものでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

日程第 2 7 議案第 3 7 号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 2 7、議案第 3 7 号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。本日提出でございます。

記として、表を掲げさせてもらっておりますけれども、上に工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法とございますが、読み上げてご説明申し上げます。

工事名につきましては、令和元年度村道県道下段線下之段橋上部工工事でございます。事業量につきましては、PC橋工一式、それから橋梁付属物工一式、そしてコンクリート橋足場等設置工一式、最後に架設工一式となっております。

契約金額につきましては、変更前が1億2,430万円でありましたけれども、変更後は1億2,412万8,040円とさせていただきまして、117万1,960円を減額をさせていただくというものでございます。

契約の相手方でありますけれども、熊本市東区健軍本町22番2号アイユート健軍本町301号、高圧中央建設工事共同企業体、それから高圧工業株式会社熊本営業所営業所長、坂本博志になってございます。

入札の方法でありますけれども、変更前、指名競争入札におきまして行っているところでありますけれども、今回は入札率による変更契約を行うというものでございます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、いわゆる5,000万円以上の契約でありますけれども、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第28 議案第38号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第28、議案第38号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第38号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）でございます。令和2年度山江村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,591万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,321万

9,000円とさせていただきます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第38号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。14、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など5,595万4,000円の増額でございます。19、繰越金、令和元年度からの繰越金5,000万円を計上するものでございます。20、諸収入、建物災害共済保険料など979万5,000円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額1億1,591万9,000円を増額しまして、35億3,321万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、新型コロナウイルス感染症対応の生活支援及び建物災害に係る共済金など、特別会計への繰出金で404万5,000円の増額でございます。4、衛生費、新型コロナウイルス感染症対応への生活支援に係る特別会計への繰出金など2,469万円の増額でございます。7、土木費、村道の水路埋設専用工事に伴います道路整備補修工事など、450万円の増額でございます。8、消防費、災害時に指定避難所とする施設の環境保全対応の備品購入など、900万円の増額でございます。9、教育費、新型コロナウイルス感染症対応への生活支援及びICT教育機器への備品購入など、1,724万円の増額でございます。12、予備費5,561万2,000円を計上しまして、歳出合計、補正前の額に1億1,591万9,000円を増額しまして、35億3,321万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第29 議案第39号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第29、議案第39号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。

令和2年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,530万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第39号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款6、県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する特例的な支援でありまして、傷病手当金見込額によります特別調整交付金130万2,000円の増額でございます。歳入合計、補正前の額に130万2,000円を増額しまして、4億2,530万2,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給するものでありまして、130万2,000円を増額するものでございます。歳出合計、補正前の額に130万2,000円を増額しまして、4億2,530万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第40号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第30、議案第40号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第40号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2、使用料及び手数料、新型コロナウイルスに伴う使用料の減免措置として720万円の減額、6、繰入金、使用料減免に伴う補填として720万円を増額しまして、歳入合計を既定の額である1億8,400万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出につきましては、変わらず歳出合計を既定の額である1億8,400万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第31 議案第41号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第1号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第31、議案第41号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第41号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,669万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第41号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4、繰入金、落雷被害に伴う保険料分として869万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に869万円を追加し、1億5,669万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、農業集落排水事業費、落雷被害による修繕費など969万円を増加、4、予備費を128万4,000円減額しまして、歳出合計を、補正前の額に869万円追加し、1億5,669万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第32 議案第42号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第1号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第32、議案第42号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第42号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。令和2年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第42号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、款2、使用料及び手数料200万円を減額するものでありまして、新型コロナウイルスの影響によります小中学校休校時のオンライン授業の推進支援のための、インターネット使用料の減免による減額であります。款3、繰入金200万円を追加するものでありまして、インターネット使用料の減免に伴います一般会計からの繰入金でございます。歳入合計、既定の額の4,800万円とするものがございます。

2 ページをご覧ください。歳出でございますが、財源組み替えにより補正額はあ

りませんで、規定額の4,800万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、提案理由の説明はすべて終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

よって本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時58分

第 2 号

6 月 4 日 (木)

令和2年第3回山江村議会6月定例会（第2号）

令和2年6月4日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、2名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせまして60分といたしますので、よろしくお願いをします。

それでは、はじめに3番、中村龍喜議員より、一つ、社会福祉協議会について、一つ、山村活性化支援交付金について、一つ、新型コロナウイルス感染症対策についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 議長の許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村が一般質問を行います。

今回コロナウイルス対策の関係で、全員協議会の中で代表での一般質問ということになりました。私は、産業厚生常任委員会委員に中竹議員、横谷議員、西議員、久保山議員、そして私がおりますが、産業厚生常任委員会を代表して一般質問を行わせていただきます。

通告に従い、三つの質問をさせていただきます。

1番目に、福祉協議会についてですが、事務局長が退職されたということですが、福祉協議会は福祉についてはもちろんですが、高齢者の問題、一人暮らしの老人問題に関する見回りなど、生活弱者の方に対して大変重要な役割を持っていると思います。そのトップの退職は、職務上いろいろと問題があるのではないかとこのように思うところです。後任等について村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず、コロナ関係ですね、昨日も私、マスクしたままちょっとしゃべらせていただきましたが、ここは入れ替わり立ち替わり課長も来ますの

で、飛沫防止という観点からもマスクをしたままですね、昨日に引き続き答弁させていただくことをお許しいただきたいと思います。

今日は一般質問ということであります。いつものように方針とか考え方、そして将来に対する予算等について、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、事務の内容を、それから数値等については、担当課長のほうから説明、答弁させますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご質問の社会福祉協議会であります、社会福祉協議会はですね、社会福祉法人であります。従いまして、その運営は理事会もしくは評議員会に託されていると。いろいろなことを決めて運用をしていくということであります。このやり方はですね、実は村内の三つの保育園と同じようなことでありまして、私がいまだしゃべれる制限もありますので、しゃべれる限りのお話を簡単にさせていただきたいと思っております。

事務局長については、事務局長を辞められたということでありまして、不在がありました、従いまして、公募を行い、昨年4月に3名の方、面接を行いまして、5月1日から事務局長の職に当たってもらってきたということであります。年齢が当時は64歳でありました。ただ、いろいろと考えられてということでもありますけれども、一身上の都合ということで、3月末日にですね、1回退職の願いが出てきたということでもあります。事務局長という立場でもありますし、私、会長を仰せつかっておりますので、副会長とも相談しながらですね、いったんは慰留をしたところでありました。ただ、再度5月15日付けをもって、どうしても退職をしたいというような願いが出てきておりますので、今回はですね、その理由を聞きながら受理をしたということでもあります。

現在は社会福祉協議会の事務局長は不在という形になっておりますが、これにつきましては、来週の月曜日、8日の日に理事会を開催し、24日の日にいわゆる社協である議会である評議員会を開催するようにしておりますので、その中で検討しながら、方法としては新しく公募をする方法と、それから内部登用ということも含めてですね、考えていきたいと思っております。まだ結論はできておりませんが、議員おっしゃいますとおり、社会福祉協議会は、社会福祉の実践の場と言います。村民に寄り添いながらいろんな事業を起こしておりますので、非常に大事な役割を担っているということは重々承知しているところであります。そういう事業が停滞しないようにしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長から説明を受けたところです。辞められる理由について

ては、プライバシーの問題等もありますので、その内容については質問しませんけれども、できるだけ早く後任の人事をお願いしたいと。その中で公募されるのであれば、村内の方なのか、または広く村外も含めたところでの公募なのか、そこらへんはちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。前回もそうでありましたけれども、村内に限って公募はしておりませんでした。そのお一人は、実は前は神奈川県から応募されたというようなことであります。いわゆる山江村の社会福祉協議会を運営する上ですね、一番適任の方ということが一番であろうかと思っておりますので、そのことを念頭に採用したいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） はい、わかりました。できればですね、やはり村内のことをよく熟知した方を選任していただければありがたいなというふうに思います。1番の質問は終わります。

続いて、2番目に、山江村活性化支援交付金についてですが、これは毎年1,000万円で3年間の事業であったというふうに思っております。去年は現地調査、万江、日当、黒原のほうにも現地調査を行っておりますが、その経過がどのようになっているのか。はたまた事業の変更もされるというようなことでありますので、その変更の内容についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。それでは中村議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

まずは事業概要でございますけれども、山村活性化支援交付金事業は、山村の活性化に向けて、農林水産業を及びその基盤となる農山村の振興を図る事業を重点的に支援するものであり、地域資源を最大限に活用して、山村の所得や雇用の増大を図るために行う事業に対する交付金事業でございます。山江村ではこの事業に平成30年度から取り組みを始め、事業主体として山江村特用林産物振興協議会を設立しております。林業家等の所得向上を目指し、3カ年事業で進めてきており、今年度が最終年度となっております。

事業の内容については、地域資源量の調査、生産者等の意識調査、特用林産物の増産、産地化を図るための商品開発及び販路開拓、都市圏等の交流も入っておりますけれども、に向けた取り組み、商品パッケージ等のデザイン等、商談、先進地研修、鳥獣害対策実証などでございます。また、商品・試作品等でございますが、開発のための生産者からの原材料購入などを計画し、進めてきております。

変更点ということでございますが、山村活性化事業計画に鳥獣被害対策実証がございます。議員の皆様には昨年9月の現地調査で見ていただきましたが、この事業は短期間で収益につながる林産物の安定的な販売へ向けた栽培や特用林産物、しいたけ等ですね、増産及び産地化を図るため、しいたけ、タケノコの生産地に、有害鳥獣被害対策実証展示圃として、万江柚木川内字黒原地区に、ワイヤーメッシュ柵2,000メートルをリース契約で設置し、シカ等の鳥獣被害から林産物の食害を防ぐための計画を、当初、国との協議により進めることとしておりました。

当初は単年度リース契約で柵設置が認められておりましたので、令和元年度に1,000メートル、令和2年度に1,000メートルの計画で設置を進める予定でございました。しかし、事業実施になりまして、国より、本事業はソフト事業であるため複数年リース契約が望ましく、単年リース契約での設置をした場合でも事業としては認められるけども、ただ、その年度契約満了後に柵を撤去し、返還しなければならないとの指示を今年の1月に受けたところでございます。このことから、令和元年度分1,000メートル、昨年の7月の設置済みについては、複数年リース契約、2年以上であれば撤去しなくても可能であるということで、令和2年度までのリース契約に内容を変更して事業を実施した形になりました。

しかし、令和2年度に計画をしていた残りの1,000メートルにつきましては、今年度が最終年度であるということで、2年リースを結ぶことが不可能となったため、本事業では実施ができないこととなり、計画を変更せざるを得なくなりました。当初、今年度事業を予定しておりました柵の設置につきましては、同意をいただいております所有者の方々には、内容を説明させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 確かに今、新山課長が申されたように、柵の設置等について話を聞いたところでもありますし、現地でもその柵の状況も見たところであります。そして、またその中で今、話にも言われたように、商品の開発、また販路の開拓というような項目もありました。今年で最後ということでもありますけれども、商品の開発、販路について、今までにできていることをできればお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。まず、市場調査、試作品開発等をコンサルタントのほうに業務委託をしておりますが、当初の契約等ですね、現在いろいろ試作品を作っておりますけども、4品をですね、試作品のほうができております。

それから、取り組みの1年目ということですね、お話をさせていただきますと、先ほど計画で申しましたけども、事業実施母体の山江村特用林産物振興協議会を設置しまして、特用林産物における資源量調査、試作品開発及びパッケージ制作、加工品を活用したレシピの開発、鳥獣被害実証展示圃などの調査を行っております。市場調査として販路をですね、福岡都市圏へ向け、10月には特用林産物を持ち込み、福岡中央郵便局での販売やPR活動、アンケート調査を実施しております。また、3月には、同じく福岡市内で山菜を使った試作レシピを持ち込んでの試食会を実施しております。試作品開発といたしましては、山菜を多くとり入れた炊き込みご飯の素など4品を試作し、商品化に向けて進めてきておるところでございます。

取り組みの2年目につきましては、新商品の開発、商品パッケージ作成の継続や鳥獣被害防止展示圃等ですね、ワイヤーメッシュ柵1,000メートル、約1.8ヘクタールでございますが、リース、それから開発レシピの伝授会等をですね、皿の上の九州というところがございまして、そちらのほうの消費者との交流会、山の恵みマッチングということで、商談会に福岡市のほうの開催に参加をしております。

また、「やまえへ、やまえ便」として、福岡市内の14世帯の消費者に、林産物、乾物、農産物の産直便を発送する事業を展開しております。林業家等の所得向上や今後の達成かに向けた事業を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、商品等の開発についても4品ほどができているというようなことと、また、福岡あたりへの販路の拡大もやっているというようなことでございます。村の事業に補助金の活用をされているということは、村長はじめ職員の方々が大変ご努力されているということにつきましては、感謝申し上げますが、やっぱり、しっかりした事業計画の中での補助金活用であり、途中で変更するようなことのないように、また変更した場合に受益者等における心配をかけることのないような事業計画であってほしいなというふうに思います。

先ほどリース等の、2年であればいいけれども1年であればということで聞きますと、やっぱり当初の計画がもう少ししっかりしとったら、初年度でもそのことができたんじゃないかなというふうに思います。今後ともいろいろな面で補助事業活用等も行われると思いますけれども、事業計画の中で、そこらへんはよくよく検討されて実施してもらいたいというふうに思います。ひとえに村民のためということで、ご努力されていることについては敬意を表しますが、途中で事業が変更

になるようなことであれば、やっぱり村民、受益者等に対しての心配等も出てくると思いますので、そこらへんは重々に検討の上、今後とも頑張ってもらいたいと思います。2番の質問については以上で終わります。

3番目は、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、農林商工等の各種支援についてお伺いしたいと思います。また、村の独自支援事業については、あとで質問されます森田議員のほうと重複いたしますので、森田議員のほうにお願いしたいと思いますので、農林商工等の支援事業についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。まずは国の支援策を若干簡単にですね、お答えをさせていただきますが、経済産業省の管轄でございます持続化交付金では、売上げが前年度比50%以上ですね、減少している農家、農業法人等に給付される給付金がございます。

次に、農林水産省の管轄でございますが、感染拡大による人手不足を補う学生や外国人等を活用いたしますための農業労働力確保緊急支援事業、それから学校給食の休止に伴う支援措置として、未利用食品の活用促進事業、野菜、花卉、果樹等の次期作の作付け等に対する支援として、高収益作物次期作支援交付金、需要停滞の影響の大きい畜産酪農の事業継続に対する支援として、肉用牛子牛流通円滑化等緊急対策事業や、生乳需給改善促進事業、木材需要の減少支援として、林業・木材産業金融緊急対策事業などの支援等がございます。ほかにも関係する事業がいろいろありますので、今後村民の皆様には、回覧やケーブルテレビ等を活用し周知をしてまいりたいと思っております。

お尋ねがありました村としてでございますが、先ほどお答えしました国の各種支援策に漏れたもの、また補うための支援策として、新型コロナウイルス感染症による影響で売上げが減少した、村内の農林業を営む法人、または個人事業者等の事業を安定的に持続するための資金の支援を行うことを考えております。支援金の交付の対象となるのは、農林業を営み、山江村内に住所を有する法人または個人事業者、生産者で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が、前年度と3カ月比で15%以上減少した事業者等になっており、なお比較対象期間は令和2年1月から12月までとしております。

支援金交付対象者といたしましては、村税、国民健康保険税に滞納がない方というような条件をつけております。支援の額は、売上額の2分の1を乗じた額で、上限を30万円まで、なお、上限額に満たない場合は複数回の申請を認めるものとしております。

支援金の交付を受けようとする者につきましては、支援金交付申請書に取引先の各種農林業団体等の発行をいたします売上高等証明書等を添えていただき、申請をいただくことになると思っております。今後もコロナウイルス感染症による影響によりまして、新たに農林業に影響が出てくる可能性もたくさんございますので、農林家の方々に安心して経営ができるような支援策について、今後も継続して検討してまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは商工業に対します支援策ということでございます。まずはですね、国県の支援策をお答えしたいと思います。

国の支援としまして、持続化給付金というのがあります。これはですね、新型コロナウイルスの影響によりまして、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業所が対象でありまして、法人には200万円以内、個人事業者等には100万円以内が給付されるというものであります。

また、雇用調整助成金といたしまして、これも新型コロナウイルスの影響によりまして売上げが前年の同月より10%以上減少し、事業の活動の縮小を余儀なくされた事業所が、労働者を休業させ、平均賃金の60%以上の休業手当を支払った場合に、その支払額が助成されるという制度であります。助成額は支払った休業手当のうち、60%部分までは国は90%を助成するということでありまして、60%を超えた部分につきましては、国が100%助成するということであります。このほかですね、いろいろな支援策が国にはありますけれども、特に融資するのですね、運転資金のための融資が実質無利子の融資制度が受けられるというふうな制度があるということがございます。

また、県の支援策でございますけれども、先ほど申しました国の持続化給付金の対象とならない、さっき国の持続化給付金の対象は50%以上の売上げ減少ということでありましたけれども、それに該当しない減少額が30%から50%未満の事業所に対しまして、事業継続支援金としまして、法人に20万円、個人事業者に10万円が支給されるということであります。また、本村には該当する事業所はありませんが、県からの休業要請に応じた事業所に一律10万円の協力金が支給されるということでもあります。

以上がですね、国と県の主な支援ということでもあります。先ほど、村独自の支援もありますけれども、あとの森田議員のほうに託されるということもありましたけれども、よろしいですかね。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは一つだけ確認しておきます。商工業ですけれども、村内在住で、例えば仕事場が人吉と、人吉のほうで事業をされとると。でも住んでいる、住民登録しているのは山江の人という人は、この今、平山課長が言われた中でどのような対応をされるか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 村内に住所を有する方で、人吉市、例えば人吉で事業をされているという方も対象ということでありまして、逆に今度は村外の方で、山江で事業をされている方も対象ということでありまして。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 先般、熊日新聞にもですね、県内の自治体の支援策が載っております。いろんなプレミアム券であるとかもろもろありましたけれども、その中で思ったのがですね、農林業についての支援策が非常に少なかったなあというような思いがありました。今回質問させていただいた中にも、農林業について十分に対策がなされているのかなあというふうな思いがあって質問したところでありまして。

今日の全国農業新聞等を見ますと、畜産の繁殖牛あたりの価格が非常に落ちたというようなことが1面で載っております。そこらへんも含めて、農林、商工あたりについて、村民が安心して暮らせるような支援策をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時40分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、5番、森田俊介議員より、一つ、新型コロナウイルス対策についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5番、森田俊介から一般質問を行います。

今回は、総務文教常任委員長からの代表質問として行います。新型コロナウイルス対策についてでございます。1. 単独経済支援対策について、2. 今後予定されているイベント開催について、3. 小中学校長期休業による学力低下の防止対策について、4. 衛生用品の備えなど新たな感染予防策の取り組みについて、5. 令和2年度の事業計画や予算の見直し、変更の考えについてでございます。

5月の全議会の中で、副議長提案に基づいて、全員一致で議長名義で新型コロナウイルス対策要望書を提出されました。それに従って行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、村の単独経済支援対策について。国の新型コロナウイルス感染症支援対策として、特別定額給付金や子育て臨時給付金など、個人、世帯向け支援策、事業向けの持続化給付金、雇用調整助成金など、複数の給付金、助成金が緊急経済対策として打ち出されましたが、他村の市町村からは、独自経済対策は取り組んでおられますとのことですが、山江村の独自経済対策のあるのかを聞きいたします。

事前に新型コロナ対策感染対策地方創生臨時交付金事業一覧をいただきましたが、補正予算対応分13項目、専決予算対応分4項目の各課からの説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

また、中村議員が先に質問されましたけど、重複になるかとも思いますけれども、詳しくお願い申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。新型コロナウイルスの感染症対策であります。5月25日にですね、緊急事態宣言が解除されたということでありますので、段階的にどんどんとその自粛について解除されているということであります。従いまして、今、我々に求められているのは、感染症を予防することと、それから生活、暮らしの問題をどんどん解放していく、それから経済活動のほうをどうしていくかというようなこと、三つに分かれようかと思えます。

従いまして、その感染予防、それから生活の暮らしに対する支援の事業、そして経済支援の事業、その三つの視点のもとにですね、いろいろと事業を組み立てたということであります。

先ほど担当課長から話がありました。もちろん国も様々な対策を立てているところでありまして、それを受け、また県のほうの対策も受け、私も3日ほどですね、商工会関係者のところを実際ヒアリングとして企業訪問をさせていただき、聞いた

ということであります。そういう課題も受けながらといいますか、現場のそういう課題を受けながら、事業を組み立てさせてもらったということであります。

議員おっしゃいましたとおり、専決分として単独事業として4事業、それから今回、地方創生臨時交付金を活用した事業として、13事業を組み立てさせてもらっているということであります。ちなみに、総括を申し上げますと、経済対策につきましては1,754万円、生活対策については1,178万円、それから感染予防対策については2,141万2,000円の予算をつくっており、今回、補正予算として出します金額の合計は3,619万2,000円となっております。

事業の一覧表を事前にお渡ししておりますけれども、内容についてはですね、1項目ずつ担当課長に説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。本村の独自支援対策対応策としましては、総務課におきましては、頻発します自然災害への災害対応として、衛生環境整備の要望対策を考えているところでございます。近年、避難所開設の頻度も多くなりつつあることから、新型コロナウイルス感染拡大防止、その他インフルエンザ等の感染防止の予防対策でございます。

内容としましては、指定避難所の環境保全でございまして、避難者への衛生環境消耗品、マスク・消毒液・ハンドソープ・体温計・大型扇風機などを備えまして、また、体育館など屋内施設へは、密接を避けるプライバシー保護用の間仕切りパーティション、さらに屋内、それから屋外でも使用できる四、五人用の避難生活用のドームテントを備える計画でございます。さらにその備蓄品を格納する備蓄倉庫も併せて購入するなどの予防支援対策を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。産業振興課におきましては、新型コロナウイルス感染症を対策農林業経営安定化支援金といたしまして考えております。この内容につきましては、先ほど中村議員の折にですね、お話しをさせていただきましてとおりでございまして、前年比15%を減少した農林業の方々にですね、支援をするという施策を今後考えているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは健康福祉課の事業につきまして説明いたします。健康福祉課の事業としましては、感染予防として三つの事業の対策を考えております。一つ目に、感染症対策記載台購入事業として、役場窓口での感染拡大防止

のため、住民等の届出等、記載専用の間仕切り付き記載台を設置するものであります。

二つ目に、村内の社会福祉事業所等の感染防止対策として、村内の社会福祉事業所及び環境衛生事業所へ、三密を避けることが困難な事業所及び感染リスクが高いと判断される事業所へ、感染予防対策支援事業として、1事業所当たり上限30万円を計上するものであります。8事業所を考えております。

三つ目に、福祉施設の安心・安全な空間確保事業としまして、感染症発生時の消毒作業に係る物品等の備蓄、感染防止の物品の購入を行います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、私のほうから商工業に対します支援策というところでございます。村独自の支援策としましてですね、一つは、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等がですね、運転資金のために融資した資金に対する利子を全額補助するというところでございます。また、売上げが前年比で15%以上減少した事業所に、上限30万円を支給する制度であります。これは上限30万円にたどり着くまで何回でも申請が可能ということであります。また、国の雇用調整助成金を活用した中小企業等に、雇用調整助成金は事業主負担と負担分がありますけれども、その事業主負担分を全額村が助成する制度であります。

そして、もう販売が始まっております商工業の経済対策として、30%のプレミアムがついた商品券の発行などの支援対策を行っております。

四つの支援が中小企業等に対します現在の支援策ということでありまして、またですね、今後の状況を見ながら、新たな支援策を検討していきたいというふうに思っております。

この商工業に対する支援策のほかにですね、感染予防対策としまして、学校のもですね、臨時休校時の在宅環境を維持することをですね、維持することに要する経費を支援するために、村内小・中学校児童・生徒を持っておられる世帯の、ケーブルテレビのインターネット使用料の減免をすることとしております。また、村民へのもですね、行政サービスが低下しないようにですね、庁舎内での感染の抑制を目的とした在宅勤務環境整備、これは職員用の在宅勤務環境整備ですけれども、これを図るためのパソコンの購入、20台を想定していますけれども、などのですね、対策を今後実施するという予定でございます。

以上でございます。

○5番（森田俊介君） すみません、金額までちょっと教えていただければ、よろしいでしょうか。経費ですたいね。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 金額ということでありまして、中小企業の利子の全額補給の補助金、これが50万円です。それから中小企業の減少分に対します事業継続支援金としまして600万円、30万円の20事業所を想定しています。それから雇用調整助成金、これは事業主負担分の助成としまして204万円です。それからプレミアム付商品券発行事業、これは30%のプレミアが付いたということで、その30%にあたる600万円の補助ということでありまして、実質2,000万円に対しましての600万円の補助ということでございます。

それから小・中学校の生徒がおられる世帯のインターネットの使用料の減免、これは5月から3月までを考えておりまして、今、インターネット使用料が2,500円でございますので、使用者負担を1,000円としまして、1,500円の減免をするということでありまして、これの11カ月で120世帯ということで、200万円の予算計上ということでありまして、それから、在宅勤務の導入支援事業としまして、職員用の在宅勤務を支援するためのパソコンの購入と、20台ということで、20台で315万7,000ということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、先ほど私のほうから申しましたけれども、感染症対策ということでございます。備品消耗品合わせまして900万円を今回計上しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） 新型コロナウイルス感染症対策農林業経営安定化支援金といたしまして、300万円の予算を計上しております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） 健康福祉課では三つの事業の対策といたしまして、一つ目、感染症対策記載台購入事業としまして10万円、村内社会福祉事業所等の感染防止対策として、予算額240万円、福祉施設の安心・安全な空間確保事業としまして、消耗品、備品購入合わせまして50万円としております。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。新型コロナ感染予防対策の一つとして、引き続きこまめな手洗い、うがいが必要となることから、建設課では、各家庭や事業所に係る簡易水道の使用料のうち、基本料金の一部を減免を行い、生

活支援の実施を計画しております。

なお、簡易水道区域外の方におきましても同程度の支援を予定しております。総額としまして780万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止のための、今回教育委員会が取り組みます村独自の支援対策につきましては、次の五つの事業を計画しております。本村に住所を有し、親元を離れて就学している大学生や専門学生等が、就学を継続するための生活支援対策といたしまして、村内で生産されます米や加工品など、送料を含めて1万円相当の特産品を現住所地に発送します。未来の担い手応援事業、事業費は35万円でございます。

それから、村内小・中学校の臨時休校期間中の生活支援及び予防対策といたしまして、臨時休校に伴い、自宅で家庭学習を行った児童・生徒の食費として、1人当たり1万円を363名の保護者に支援しています臨時休校対策食費支援事業、事業費が363万円。小学校3年生以上の児童・生徒が、家庭でオンライン事業を行う際のヘッドセット262台を購入します遠隔オンライン学習環境整備事業、事業費は65万5,000円。

それから、村内小・中学校の教職員が、在宅勤務を実施する際のテレワーク用パソコンを15台購入いたします在宅勤務導入支援事業、事業費は240万円。

最後に、村内小・中学校で、学校生活を行う上での感染予防対策といたしまして、6カ月分の消毒液等を購入いたします安心・安全な学び空間確保事業を、事業費が120万円、総額の823万5,000円の事業を実施するということになっております。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。税務課におきましては、予算措置等はありませんで、暮らしの分野というところで、新型コロナウイルスの村独自の対策といたしまして、固定資産税の納期の変更をしております。固定資産税につきましては、毎年年税額を4期に分けて納付をいただいているところでございます。通常でありますれば第1期を5月、第2期を7月、第3期を10月、第4期を翌年の2月としておりますところを、令和2年度、今年度に限りまして、第1期を7月、第2期を10月、第3期を12月、第4期を2月と納期を変更しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 丁寧な説明でありありがとうございました。このやっぱり単独でもありますけれども、手続きですね、いろんな手続き、山江の村民の方々の手続きがやっぱりちょっとややこしゅうなれば、面倒くさいなあとと言われる面もあると思いますので、そこのところのご指導、また連絡等をですね、しっかりとやっていただきたいというふうに考えております。

また今後度ですね、予定されているイベント開催について、栗まつりとか産業祭などはどういうふうにされるのか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今後のイベントの開催についてということでもありますけれども、今、中止を決めておりますのはですね、山江村全国ICT首長協議会に入っておりますので、その全国サミット、地域サミットを山江村で600人から700人ぐらいの関係者を集めて、その10年をですね、の成果を見ながらまた次につなげるというようなイベントを開催するという計画でありましたが、ご案内のとおり、教育界非常に困難をしてまだおります。夏休みも使いながらの授業ということもあり、いろんなイベントが、学校内の教育委員会のイベントがですね、後押しということもありますので、早々とその全国のICT関係のですね、地域サミットについては中止をし、その関係者に連絡をしたというところであります。全国各地から集まってこられるということもあって、中止をしております。

あとのイベントについては、栗まつり、産業振興まつり、体育祭、それから明けて成人式、出初め式、村内一周駅伝大会等々がありますけれども、今のところ中止は考えておりません。予定どおり実施をするという形で今、進めさせていただきたいと思っております。

実は国からですね、こういうイベントに対する一つの指針が来ております。ちょっと読み上げさせていただきたいと思っておりますけれども、ステップ1として、5月25日から、いわゆる緊急体制が解除されたところからいきますと、屋外でのイベントは200人以内、屋内では100人以内の実施ならいいですよということです。

それから、6月19日につきましては、これは、実は県外をまたぐ移動が許可される。十分注意が必要ということですが、その日からでありますけれども、その日は人数の上限がですね、屋内が1,000人、屋外も1,000人ですね、に解除されるというような指針が出ております。それから、7月10日からありますけれども、屋内が5,000人、屋外が5,000人ということでありまして、いずれもですね、屋内については50%以内、それから屋外については、できれば2メートルのソーシャルディスタンスをとりなさいということになっております。

それから移行期間後といいますけれども、8月1日を目途といたしまして、上限

なしとなっているところです。ただし、条件といいますか、収容率につきましては、屋内は50%以内に抑えてください。屋外については十分な間隔をとってくださいという条件は付きます。

というようなことでありますので、そのことを基準にいろいろなイベントを考えていきたいと思っているところであります。本当にコロナですね、引き込んで、相当気分的にもめいっておられるというか、いろんなことで低迷しておりますので、できればイベントでまた元気をつけるといいますか、元気を取り戻すというような観点も必要かと思っております。ただし、感染状況がですね、刻々と変わってくるというのもあります。また第二波の心配をされているところでもありますから、その付近のことも含めて、今後のイベントについては、対策本部協議会のほうで、委員会のほうで検討しながら、開催のするしないを決めていきたいと思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） このイベントに対しては、各地で中止中止ということで、新聞紙上、また人吉管内では花火大会も中止というような連絡も受けておりますが、山江村に対しましても早めの対応措置ですね、それを対策を取っていただきたいというふうに思います。

続きまして、長期休暇による学力低下の防止対策について、教育委員会のほうにお願いいたします。山江村の小・中学校は、郡市初のオンライン授業をされ、規則正しい生活習慣として取り組んで、先生、教育委員会でも大変だったろうと思いましたが、その状況や課題、成果などはどのような模様だったのかお知らせください。

また、新型コロナウイルス影響による臨時休校の長期化、子供たちの学習の遅れ、体力の遅れなど深刻な課題を残しましたが、文部科学省は対応の一つの策として、年度内に指導しきれなかった学習内容を次の学年以降に繰り越し、複数年で遅れを解消することを認める方針を示しました。各教育委員会は、文科省の方針を検討した上で、子供たちにとって無理のない学習計画を立ててもらい、とのことでした。県内の市町村内教委は、夏休みの短縮など、学習の遅れを取り戻す夏休みの短縮や土曜日授業などを検討し、もしくは決定しているみたいでございます。

山江村教育委員会は、そういう取り組みの考えをお聞きいたします。そうした取り組みが過剰に実施されれば、新たな懸念材料が生じる恐れもある。今季は新型コロナウイルスと熱中症の両方を予防しなければならない。子供たちの健康を最重視した、時代の変化に伴う学習計画を速やかに図り上げてする必要があると思えます。教育長の考えをお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、ご承知のようになりますね、県それから国からの臨時休校の要請がなされまして、本村の学校におきましても3月2日から臨時休校に入ったわけでございます。その後もまた国の緊急事態宣言等によりまして、休校がですね、延長されましたので、本村も同様の措置を取りました。5月18日からは分散登校、短縮授業等を行いながら、本格再開へ向けてならし登校を行ったということで、この6月1日からですね、本格的に始まったということでございます。

このたび重なる休校要請によりましてですね、全国的に子供たちの学力低下が問題じゃないかという、保護者の不安が大変増大しているという新聞報道もあっておりました。本村におきましては、そういう子供たちの学力保障、それから、保護者の方の心の不安を解消するために、いち早く様々な取り組みを行ったところでございます。

まず、4月20日からケーブルテレビと各学校の先生方で共同しまして、おうち学校を開催いたしました。これは山田小、万江小、山江中、3校の先生方が、各学年に応じた20分の授業動画を作成いたしまして、週4日間ケーブルテレビを通じて放送いたしました。それを5月7日まで3週間にわたって放送をしたということであります。事業内容はすべて違うということで、先生方も大変だったろうなあと思っております。各教科にいろいろ特徴に応じて授業を工夫されておられましたので、非常に見られた方からも称賛の声をいただきまして、子供たちからは、大変楽しくてわかりやすかったと。それから、先生方の顔が見られて、また入学式も終わった特に1年生なんかはですね、終わってすぐでしたので、先生方の顔もあんまりわからない。そこで顔が見られて非常にほっとしたという、保護者からの意見も大変聞かれたところでございます。何しろ子供たち、それから保護者の方の心の安定につながったなあと思っているところでございます。

また一方で、そういう授業をしながらですね、一方では、やっぱり次は一方向の授業だけでなくて双方向の授業に切り替えようというようなところで考えておりました。各学校のWi-Fi環境ですね、これの確認、整備等につきまして、企画調整課と合同でプロジェクトを組んで進めていきました。5月7日からは、本村が整備しております1人1台のタブレットですね、これが本当に揃っておりますので、これを各家庭に貸し出しまして、山江中学校からオンライン授業を開始したというところであります。翌日の8日からは、山田小、万江小学校の5、6年生もオンライン授業を始めました。

まずはパソコン画面を通して子供たちのまず健康観察、子供たちの状況が心配だ

ったものですから、健康観察を行い、健康状態を確認した上で授業を開始したということでもあります。毎日小学校は45分、中学校は50分の授業を午前中に3時間行いました。各学校再開へ向けてですね、生活習慣のまず定着、これが一番だろうなあと思いましたので、その定着と、それから学力保障、先ほどございましたが学力保障ですね、その形で取り組んだというところがございます。

こういう取り組みをしましたので、もう5月中にはですね、昨年度いわゆる習っていない未履修部分、これにつきましては、5月中に全部終わって、6月からまさに今、新たなですね、新しい学年の授業をどんどんやっているというところがございます。本当にスムーズな移行ができたなあと思っているところがございます。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、今まで経験しなかったような事態に直面いたしましたけれども、本村では10年前からICT教育の取り組みを始めておりましたので、計画的な機械機器整備ですね、それから先生方の活用技術、子供たちの情報活用能力も優れておりましたので、ふだんの授業と変わらない、私も何回も見に行きましたけれども、本当に素晴らしいオンライン授業を行って、子供たちの学力の保障を行うことができたと思っております。本当に先を見据えた取り組みをしていたからよかったなあと、改めて思ったところがございます。

それから、その他いろいろご質問ございましたけれども、学習の遅れ等につきましては、先ほどを申し上げましたとおりに、もう既に未履修の部分、昨年度の積み残しの部分は全部終わりました。新しいところに入っているということです。

それから、あといわゆる年度内のことでございますけれども、一応ですね、大体終わってっておりますので、スムーズに終わっていきます。夏休みのほうは、8月8日から8月23日までの2週間を予定しております。そして、あとは授業ということでやっていこうということで、大体9月までにはですね、通常の授業の進路に間に合うというようなことございますので、その文科省が言っておりますように、2、3年待つとかですね、そういうことじゃなくて、やっぱり、その年度内に終わろうというのが私の基本でございますので、9月までには大体進路は順調に回復してくるなと思っております。

そして、そういう先ほどありましたように、熱中症とかそういうのがありますので、本村は幸い全教室にクーラーが設置されておりますので、クーラーの中ですね、ただ、いわゆる感染拡大もありますので、空気清浄機ですね、それを今度また導入しながらやっていこうかなあとということで、今、第二次補正が今度つきますので、その中でちょっと計画をしているというところがございます。

それから、今回のことですね、1週間目、私、毎朝、朝から子供たちの登校の

様子を見ておりますけれども、先々週は、やっぱり学校が始まるということで大変喜んで登校しておりました。先週は、2週間目はやっぱり疲れておりました。大変疲れて、きつそうに挨拶の声も小さかった。そしたら、今週になりましたらまたぴしっとして、やっぱりならし登校したのはよかったなということっております。子供たちの病状も気になりましたので、各学校に何回も問い合わせしましたがけれども、学校を休んで行きたくないとか、そういう子供はいなかったと。

逆にですね、これはよかったと思っているのが、不登校気味だった子供が登校するようになったんですね。こういうのがありました、事案が。やっぱりそれは、休校期間中もしっかりオンライン授業等を通してながら、子供たちとの心のつながりを先生方が持っていたいただいたというようなところから、そういう子供も出てきたというようなことでございます。非常にありがたかったなということでございます。

そういうことでですね、いろいろ非常に見えない部分がたくさんございます。この終息につきましては、まだまだ大変今後またいろいろなことが出てくるかもしれませんが、学習の遅れがないようにですね、授業時数の確保につきましてはしっかり務めて、まずは子供たちの命を守ることが一番でございますので、子供たちの命を守ることと、それから学力の保障ですね、これにつきましてはしっかり取り組んでいって、確かなエビデンスをですね、しっかり示せるように全力でですね、先生方と一緒に頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 学習面は万全であるというような報告を受けましたので、安心だろというふうに考えております。また、イベントというかなりますけれども、5月ごろですかね、小学校の体育祭は前年度もずっとやっておられましたけれども、体育祭のことは考えていらっしゃるでしょうか。この状況を見ながらということだろうというふうに思いますけれども、お考えをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今、ご質問ございましたけれども、大体やっぱり大きな行事、最後の特にですね、3年生、それから小学校6年生の行事はなるべくなくさないようにしようということが私、基本として思っております。特に今回は中体連のほうもですね、なくなったということで、子供たちのモチベーションをどう高めていくのかなというのも一つ課題でございますので、それにつきましても中学校のほうではしっかり校長のほうから指導がありましてですね、しっかりモチベーションを持ってやっていこうというようなこともあっております。

体育祭につきましては、一応延期の方向で考えておりました、中学校につきましては9月にする予定でございます。それから小学校につきましては10月に計画をしております。ただ、先ほど村長からありましたように、密にならないようなこともございますので、例えば午前中開催になったりとかですね、内容をちょっと精選するとか、そういう大会になるかと思えますけれども、するというような方向で今やっております。

それから修学旅行とかもありますので、修学旅行とかも絶対そういうことはないようにですね、中止にならないように、もちろん感染状況もありますけれども、やる方向で今、小学校が11月、それから中学校が12月の実施予定ということでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ありがとうございます。それでは、衛生用品の備えなどの新たな感染予防の取り組みについてお聞きいたします。これは先ほど総務課長のほうから防災活動支援事業ということで、いろいろな設置を意見を聞きましたので、自然災害の場合ですね、避難救助の設定や三密の関連から、どのように避難場所をしていくのかをお考えをお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。先ほども予防策支援ということで予算を計上しておりますけれども、基本的には、山江村防災計画に乗りまして指定避難所を設けておりますので、それに基づいて、計画書に基づいて対応策を進めたいと思っております。

さらに来週ですけれども、山江村の防災連絡会議も予定しておりますので、その際にでも区長さんを通じて内容等も周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 防災のほうはよろしくお願ひしたいということで、お願ひいたします。

新型コロナウイルス対策の関連から、令和2年度の予算や事業計画や見直し変更などはないか。新規事業の総務費、防犯カメラ設置事業とか、旧森林組合山江支所跡地の購入、農林水産費では、地域広域農道山江線改良事業、林道今村線改良事業、商工費では、山江温泉「ほたる」修繕事業、消防費、地上式消火栓設置事業、水防車導入事業など新たな事業があります。また、継続事業の地域づくり研究所運営費、ボランティアポイント制度事業、下之段橋架け替え事業、井手ノ口道路改良

事業、中学校外国語研修補助金事業など16項目あるが、延期、変更、修正はないのかを聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 令和2年度の事業計画、その事業内容について詳しく議員おっしゃいました。おっしゃいました事業につきましてはですね、基本的に全部実施することです。国におきましては、ゼネコンのほうの事業が、感染予防のため中止したというような情報もありませけれども、球磨郡市内におきましてはそういうことも見受けられず、予定しました事業を実施していくということになります。予算の見直しがあるとすればですね、もちろんつつじ祭り等々がですね、中止になったものがあります。そういうものにつきましては、減額の修正をしていきたいと思っておりますし、ただ、ただといいますか、先ほどありましたとおり、教育長からまりましたとおり、第2次の補正予算が、実は国の予算が33.2兆円、全体で財政支出としては172兆円予定されております。そのうちにコロナウイルス感染症対応のですね、地方創生臨時交付金、前回1兆円だったんですが、今回は2兆円減るということで補正がなるということになりますから、これに対する対応ですね、また対応策を第3次として山江村も打っていくというような増額補正はございます。

ちょっと気になりましたのは、教育委員会の事業で、毎年シンガポールのほうに生徒を派遣しておるということになります。ただご案内のとおり、海外の渡航についてはですね、いろいろ心配されるということになりますので、この事業に関しては、教育長のほうからちょっと答えていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今、村長からありましたように、海外派遣事業につきましては、本当に残念だったんですけども、今回まだ向こうの渡航の状況がですね、問い合わせしましたところ、ちょっとだめだと。それから向こうの交流しております学校からも、来ないでほしいというようなことがございましたものですから、やむなくですね、今回は断念したというようなところでございます。来年はまたお願いしようと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 子供たちも残念だったろうなというふうに考えております。新型コロナウイルス感染対策での議会の取り組みでもですね、令和2年度一般会計予算に計上してある議会研修の減額をし、予防対策、住民生活、社会経済支援などに支援できればということで、全員協議会で減額措置を協議しているところでございます。

最後になりますが、コロナウイルスで亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、現在感染されている方々の早期の回復を祈っております。山江村住民の安心・安全を願って一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時23分

第 3 号

6 月 5 日 (金)

令和2年第3回山江村議会6月定例会（第3号）

令和2年6月5日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 2号 | 令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 3号 | 債権放棄の報告について |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 5 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 6 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 7 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）） |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第 9 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）） |
| 日程第10 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第11 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第12 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 承認第11号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 承認第12号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |

- 日程第15 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第16 同意第2号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第17 同意第3号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて
- 日程第18 同意第4号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第19 議案第31号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第32号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第33号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第34号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第26 議案第38号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第39号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第40号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第41号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第42号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）
- 日程第31 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）、同規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定を守って質疑をお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

なお、人事案件等の議案も含まれておりますので、議員各位におかれましては、慎重に審議、決定をされますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第2号 令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、報告第2号、令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、報告第2号、令和元年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第2 報告第3号 債権放棄の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、報告第3号、債権放棄の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本報告を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第2、報告第3号、債権放棄の報告については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、承認第2号、専決処分事項の承

認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第6、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江

村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第9、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第10、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、承認第9号、専決処分事項の承認を求め

ることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、
質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第11、承認第9号、専決処分事項の
承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第12 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定
資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、承認第10号、専決処分事項の承認を求め
ることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議
題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第12、承認第10号、専決処分事
項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

-----○-----

**日程第13 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民
健康保険税条例の一部を改正する条例）**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第13、承認第11号、専決処分事項の承認を
求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議
題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第13、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第14、承認第12号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） おはようございます。ただいま議題になっております専第13

号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号）について、これは先議され執行されている議案ではありますが、質疑をいたします。

ページは6ページであります。款2、総務費、1、総務管理費、目が29の特別定額給付金事業、節といたしまして、18の負担金補助及び交付金の中で、特別定額給付金3億4,220万円について、内容と給付状況についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。特別定額給付金の負担金の内容ということでございますけれども、これにつきましては、議員もご承知かと思っておりますけれども、4月27日、住民基本台帳に登録されている住民が対象ということでございまして、本村は1,207世帯、3,422名となっております。その対象の全住民に今回1人10万円ということで、定額給付金を支給するというところでございます。

経過としましては、5月連休前の4月27日が基準日でございますので、連休前から作業にかかりまして、連休明けに7日、8日ということで、各世帯に申請書を配布したところでございます。うちの財務の支払いの流れにつきましては、毎週金曜日が支払日となっておりますので、毎週火曜日を締め切りとしまして、金曜日を支給、今回は口座振込ということでしてしておりますので、口座振込を毎週金曜日したところでございます。

その現在の支給状況でございますけれども、現在のところ、そのうち5月末が元年度の支給と末日、5月29日が金曜日に重なりましたので、その週だけは6月2日を支払日としたところでございます。6月2日の火曜日を支払いしたところでございまして、その6月2日の振り込みの件数といいますか、状況は、世帯が1,172戸でございまして、人口にしまして3,348人に支給しております。世帯でいきますと給付率が97.1%ということで、現在の状況となっております。その時点での未申請者としましては、山江村は35戸でございました。あと順次申請書も役場にきておりますので、その都度対応して口座振込としたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 給付状況については、97.1%ということですね。県内でも早急な対応を取っていただいていると考えております。

また今、給付対象者ということでですね、令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている者となっているということでございますけれども、4月28日

以降にですね、生まれた新生児に対しての山江村独自のですね、給付金創設の考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 今回、給付制度につきましては、国の新型コロナウイルス対策の支給ということでございます。議員も申されましたように4月27日時点でございますので、28日以降の人口の状況も今のところ把握しておりません。その時点、今の時点では支給をするかというのは、今後検討課題ということでなるかと思えます。現在のところ支給ということは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 現在のところは考えていないということでございますけれども、令和2年度の一般会計の当初予算ではですね、125万円、こんにちは赤ちゃん祝い金として125万円ですか、これは25名分だと思いますけれども、実際にですね、山江村でも4月28日にまた出産されたお母さんもおられます。このようなことを考えてみるときにですね、1日違いで、10カ月ちょっとお母さんがお腹の中で一生懸命育ててですね、生を受けて、それが1日ずれたということでその対象にならないということで、山江村としては、子育て支援に十分に力を入れてですね、他村からも注目を集めている中で、独自の支援策を、山鹿市のほうは打ち出していると思えますけれども、したほうがいいんじゃないかというふうに私は考えておりますので、村長としての考えをもう一度聞かせていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。4月27日が基準日で、それによって国のほうの支給といいますか、定額給付金が山江村に送られ支給しているという状況です。その以後の方についてはという、生まれた方ということでもありますけれども、今回の定額給付金の趣旨がですね、当初は生活困窮者に対する対策費として支給するというものであります。

もう一つ考えられるのがですね、経済が大変疲弊しておりますので、定額給付金をもらいながらしっかりそういう応援をすると、そういう困った方に応援するというようなことがあろうかと思っているところであります。その後生まれられた赤ちゃん、今、1名ということではありますが、何名かおられるかもしれませんが、もう既に2カ月半経ちますからですね。その付近につきましては、そういう趣旨も含めてですね、ちょっと検討してみたいとは思っております。

今回、第二次補正が12日、それから15日執行だということでありますので、またその折に2兆円ですね、地方創生の特別交付金が支給されるということであ

りますから、そちらのほうでも対応を考えられるということであればですね、考えてみたいと思っています。

以上です。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第15、承認第13号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時35分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第16 同意第2号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、同意第2号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員。従って、日程第16、同意第2号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第17 同意第3号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、同意第3号、山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第17、同意第3号、山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第18 同意第4号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、同意第4号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております同意第4号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて。この件については、審議の段階でもちよっと説明はあっておりますが、再度質疑をさせていただきたいと思っております。

この募集関係については、山江村農業委員会委員の推薦、募集に関する規則と

いうのがありまして、これに基づいて質疑をいたします。

この規則の第2条、推薦及び募集というふうになっておりますが、個人からの推薦、団体等からの推薦、一般募集となっております。どのような方法でされたのか、また、その経緯についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、おはようございます。お答えさせていただきます。

今、議員のほうからですね、質疑があつております内容についてでございますが、まず、今回の農業委員会の委員の募集につきましては、令和2年3月16日から4月10日までの間にですね、募集期間のほうを行っております。この募集につきましては、先ほどからお話がありましたとおり、本人個人の推薦、それから各種団体からの推薦、また本人の応募というですね、三つの方法で行っております。

この内容につきましては、まずですね、認定農業者等の別、認定農業者である者、ほかにですね、非農業者を確保する項目、それから性別、年齢の偏りがいない者とかですね、それから、農業に関係がなくても中立の立場でですね、農業委員の候補者となる者の募集をするというようなことになっておりますので、これに基づきまして、先ほど言いましたとおり、山江村の回覧、それからケーブルテレビ、広報等に載せながらですね、この募集のほうを行ったところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 次は、第3条として推薦及び募集の資格というところで、これは農業委員候補者の不適合事項等が書いてあると思えますけれども、その内容についてと。また、この内容についての8条で、候補者の評価、選考という条項がありますけれども、どのような評価をされたのか、経緯についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） それでは、ただいまご質問のございました農業委員会ですね、評価委員会についてご説明を申し上げます。

この評価委員会につきましては、都合2回開催をいたしております。第1回目は5月11日に開催をいたしております、評価委員4名で行っております。提出されました候補者8名につきましては、七つの項目について評価を行いました。議員申されましたように欠格事項にですね、該当される方、これは兼業を禁止している項目がございます。これにつきましては、地方税法に定められた項目でございまして、これに該当される方が1名ございましたので、8名の候補者のうち7名を適格といたしまして、1名は不適合として評価をいたしております。その後、不適合と

評価いたしました候補者の方がですね、兼職にある職を辞されるということで、再度候補をされまして、村長のほうから諮問があったわけでございます。

2回目の評価委員会は5月15日に開催をいたしております。第1回目同様7項目のですね、審査項目に基づきまして評価を行っております。

次に、その評価の内容でございます。まず、お一人一人ですね、その評価内容をご説明申し上げたいと思います。

まず、豊永安子氏であります。現在ですね、農業法人万江の里の女性部長として、農業法人の運営に携わっておられます。また、男女共同参画の観点からも女性委員のですね、登用が求められているところでございます。農業委員会の活動におきましても女性の視点を反映させることは重要であるということで、適格と評価いたしております。

それから、白川正博氏でございます。現任期におきまして、現在会長職を務められておりまして、その経験と実績につきましては、新体制においても大きな役割を担われると思われておりまして、適格と評価をいたしております。

次に、中村賀津男氏でございますが、認定農業者でございます。現任期においては、農地利用最適化推進委員をされておられまして、それ以前は農業委員をですね、2期務められております。またJAの理事でもあることから、識見、実績、経験においてですね、適格と評価をいたしております。

それから、松本聖司氏でございますが、本村の農業のですね、貴重な担い手の一人でございます。青年農業者としてですね、担い手の意見を反映することが期待されるということでございます。また、若手農業者の会をですね、結成されまして、いろいろな新しい取り組みをされておることから、適格と評価をいたしております。

それから、田上喜三郎氏でございます。会長職務代理者として現任期を務められております経験は、新体制におきましてもですね、大きな役割を担われるものと思われまことから、適格と評価をいたしております。

次に、西川正晴氏でございますけれども、認定農業者として、年間を通じてですね、農業に従事をされておられまして、村内におきましても農作業をですね、広く請け負っておられまして、村内の農地事情にもですね、精通されておられることから、適格と評価をいたしております。

次に、簗田和広氏でございますけれども、認定農業者でございます。農業分野、酪農分野のですね、任意団体においても団体を牽引するリーダーであることから、農業委員として適格であると評価いたしております。

最後になりますけれども、湊田和代氏でございます。教育団体からの推薦でござ

いまして、農業委員会ですね、業務に利害をもたらさない中立的な立場でございまして、また女性の目線でですね、女性の意見も期待できるということでございまして、農業委員として適格であるというふうな評価をいたしました。

以上申し上げました内容で、評価委員会としては、8名の方、適格として答申をいたしておる状況でございます。

以上でございます。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。この件については人事同意案件であり、より公正を期し、議会全員協議会の申し合わせ及び会議規則第25条の規定により、無記名投票とします。

8名の連名となっておりますが、それぞれ一人ずつ任命同意について投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名であります。投票は私を除く9名で行います。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、本田りかさん、10番、秋丸安弘君を指名します。

それでは、まず初めに、豊永安子氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げますが、任命同意に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検をいたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

1番、本田りかさん、10番、秋丸安弘君、開票の立ち会いをお願いします。

では、ここで投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成3票、反対6票。以上のとおり反対が多数です。

したがって、豊永安子氏の任命同意については、同意しないことに決定いたしました。

次に、白川正博氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に開票を行います。

1番、本田りかさん、10番、秋丸安弘君、開票の立ち会いをお願いします。

では、投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、白川正博氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

次に、中村賀津男氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

同様に、任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。なお、

賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検をいたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いをお願いします。

では、投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 3 票、反対 6 票。以上のとおり反対が多数であります。

したがって、中村賀津男氏の任命同意については、同意しないことに決定をいたしました。

次に、松本聖司氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いをお願いします。

では、投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。以上のおおりの賛成が多数であります。

したがって、松本聖司氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

次に、田上喜三郎氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

同様に申し上げます。任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） なしと認めます。

投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終わります。

開票を行います。

1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。以上のおおりの賛成が多数であります。

したがって、田上喜三郎氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

次に、西川正晴氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

同じように、任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。なお、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を順次行います。

1 番議員から順番に投票をお願いをいたします。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終わります。

次に開票を行います。

1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いを願います。

では投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のおおりの賛成が多数であります。

したがって、西川正晴氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

次に、簗田和広氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検をここで行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に開票を行います。

1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いを願います。

では投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のおおりの賛成が多数であります。

したがって、簗田和広氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

次に、湊田和代氏の任命同意について投票を行います。

投票用紙を配ります。

任命同意に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票をこれで終わります。

次に開票を行います。

同じく、1 番、本田りかさん、10 番、秋丸安弘君、開票の立ち会いを願います。

では投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のおり賛成が多数であります。

したがって、湊田和代氏の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

以上で、日程第 18、同意第 4 号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについての採決は終了いたしました。

議場の出入り口を開きます。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を 11 時 35 分といたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 34 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第 19 議案第 31 号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 19、議案第 31 号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 19、議案第 31 号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 20 議案第 32 号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 20、議案第 32 号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 20、議案第 32 号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 3 3 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 1、議案第 3 3 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 2 1、議案第 3 3 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 3 4 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 2 2、議案第 3 4 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 2 2、議案第 3 4 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 3 5 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 2 3、議案第 3 5 号、山江村後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第23、議案第35号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第24 議案第36号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第24、議案第36号、山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第24、議案第36号、山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第25 議案第37号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第25、議案第37号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第25、議案第37号、公共工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第26 議案第38号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第26、議案第38号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第38号、一般会計補正予算について質疑をいたします。

ページは10ページ、目、教育ICT環境整備費の備品購入費1,267万2,000円であります。この機器の導入内容については、審議のときに教育課長から説明を受けました。今回の新型コロナウイルスによる小・中学校の長期休業、学校、家庭、そして児童・生徒とその対応に大変ご苦勞をなされたところであります。特に児童・生徒の学力低下や健康面についての家庭での生活が心配されたところがありますが、昨日の森田議員の一般質問の中で、教育長から、その面はいろいろな取り組みによってしっかりと対応できたとの答弁がありましたので安心しているところであります。

ICT教育の基盤づくりが進んでいる我が村にとっては、このような非常時にその力を発揮するときだと思っておりましたので、試行的ではありますがけれども、オンライン授業を实践されたことは、今後のことを考えると大変よかったと考えております。この新型コロナウイルス感染拡大が終息したあとには、その必要性和教訓から全国の自治体、市町村で一気にデジタル教育化、すなわちICT化が進むものと思われま。

そこで1点だけ質疑をいたします。計上してありますICT環境整備費1,267万2,000円の予算措置によって、オンライン授業、すなわち遠隔教育、このことが今回のような非常時、または常時でも体制となり得る、整うのか、その点について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたしたいと思ひます。今回ICT機器の導入につきましてお願いをしておりますけれども、これにつきましては、先ほど議員か

らお話していただきましたように、昨日も答弁をいたしましたけれども、今回、本村におきましては、2011年から整備を始めまして、計画的な整備によりまして1人1台のタブレットが各児童・生徒に配備しております。それを使いまして、今回の休業に伴いましてオンライン授業、あるいはおうち学校等をですね、実施して、子供たちの学力の保障をしたわけでありまして。今後もですね、やはり今後も先が見えない状況でありますけれども、しっかり学びの保障をしてやっていきたいということでございます。

今回につきましてはですね、GIGAスクール構想が昨年打ち出されまして、今回はそのGIGAスクールの中のタブレットパソコンの配備の中で、今回は小学校5年生、小学校6年生、中学校1年生が対象ということでございます。その対象につきまして、ただ、その国が示しておりますパソコンは4.5万円と、1台ということでございまして、その予算を措置するというところでございます。

ただ、本村におきましては、容量の大きいやつをずっと前からしておりますので、そういうのに変えた場合に、子供たちあるいは先生方、混乱がでるだろうというようなところから、やはり同じ機種がいいだろうということで、そしてまた、コンテンツあたりもですね、大分容量が増えてきておりまして、なかなか更新していかないと対応ができないということでございます。そういうことも含めまして、今回のGIGAスクール構想を活用しまして、タブレットを配備しようとする。この計画は、令和5年度まで続きます。先ほど申し上げましたように、今年度が小5、小6、中1でございます。その次が、来年度が中2、中3対象、その次が小3、小4、そして最後の令和5年が小1、小2の対象となっております。それまでに配備するというところでございますので、計画的にしっかり配備しながらですね、今のところ1台揃っておりますので、今後またこういう事態が発生した場合もオンライン授業等はスムーズに進められると思いますが、機器につきましては、先ほど申し上げましたように更新していかないと、なかなかいろんなこういうオンライン授業とか、いろんなコンテンツをですね、ウェブ会議する場合には、結構容量が大きくなるとなかなか対応できないというようなことで、今回この予算をですね、計上させていただいたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○6番（横谷 巡君） はい、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

ページは8ページ、農業振興費の中に、この中に農林業経営安定化支援金がありますけれども、300万円ほど予算が組んでありますけれども、この件につきましては、今回のコロナウイルス関係の対策だろうと思っておりますけれども、近今こう新聞紙上でもいろんな面で農業は危機的な状態でありまして、畜産農家が大変今、疲弊しているわけです。市場価格で10万円から20万円金額が下がっている状態でございます。それと野菜農家関係がやっぱり下がっている状態で、これは1件当たりにはだいたい30万円の予算だったと思っておりますけれども、その件につきましては、今後、まず農業関係は、農林業関係は先が見えない状態でございますので、今後どのような不足した場合対応をとられるのか、また補正予算を組まれるのか。

それと10ページの教育委員会のほうですけれども、負担金補助及び交付金、これは臨時休校対策支援金、この使途についてを、これ360万円ほど組んでありますけれども、この使途についてをお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 農業対策費と今後の予算化ということでありまして、私のほうから答えさせていただきます。

今回の300万円につきましては、商工業における事業継続補助金、助成金と同じような性質であります。これを農業にやろうということで、まさにコロナ対策費としての補正を組ませていただいたということで、これは十分説明済みかと思っております。

今後のことではありますが、実は冒頭ですね、あいさつでちょっと触れましたけれども、今回第二次補正で国がいろんな支援策を出すということでもあります。メニューを見ますとですね、農林漁業者の経営継続補助金の創設ということで200億円、これが実は感染防止措置を講じつつですね、新たな生産販売方式の確立ということでもありますから、これに対して最大150万円まで出そうということでもあります。もちろんそのコロナ関連で減収したということも含めて、実はいろんな備品といいますか、例えば、栗でしたらモアを買おうとか、とうのも十分使えるということでもありますので、しっかりその付近のメニューを見ながら、また山江村としてですね、どういう課題が残るかということも含めて予算化はしていきたいと思っております。いずれにしても第二次の補正があります。感染症対応地方創生臨時交付金もですね、当然来るということでもありますから、しっかり山江村の全体的な課題を見ながらですね、農政だけではなくてですね、しっかり対応していきたいと思っております。

そして2点目は、教育委員会課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。負担金補助及び交付金に臨時休校対策支援金ということで363万円計上してございます。これにつきましては、臨時休校期間中ですね、支援策ということでございまして、本村におきましては、子ども・子育て支援策といたしまして、学校給食ですね、無料化を実施しているところでございます。したがって、この期間中につきましては、給食の提供ができなかったというのがございます。

児童・生徒においては、家庭ですね、今、学習をするということでございますので、その学習をする上で、食費に係る経費ですね、これを支援するという予算でございまして、363名につきましては、村内小・中学校の児童・生徒、それから支援学校に在学する児童・生徒もございまして、合わせまして363名でございまして、児童・生徒1人につき1万円ということで計上してございます。

なお、その保護者にですね、この支援金1人につき1万円を交付するというところで計上した予算でございまして。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今の説明でよくわかりましたけれども、農業関係は大変先が見えない状態でございますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 山江村一般会計補正予算、令和2年のちょっとお伺いしますけれども、10ページですね、農業振興費の18の農園支援助成ですかね、20万円あげてありますが、このことについてご説明をお願いします。すみません、8ページですね、8ページの4、営農支援助成で20万円あげてありますが、その内容のご説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。営農支援助成ということで20万円今回あげさせていただいております。内容につきましては、トラクターですね、トラクターの規制のほうですね、今年の12月のほうに少々変わっております、幅が1.7メートルをですね、超える直送式作業機を装着している場合はですね、公道を走行する場合、今までは小型特殊免許でよかったわけですが、大型特殊免許のほうが必要ということであるようでございます。それによりましてですね、村内の農業を営まれている方々においてですね、最近非常にこの大型特殊免許をですね、取得されるという方々がおられるということをお聞きしております。これにおきまして村のほうではですね、この方々ですね、免許取得の一部の

助成を使用ということで、上限をですね、免許取得の上限を2万円ということで、10件分の今回予算のほうをつけさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 今、大型トラクターの免許の助成というふうに聞きましたけれども、村内でですね、大型トラクターの持ち主というのは把握されておられますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） ではここで暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時02分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。税務関係でですね、軽自動車税といたしまして把握しているものにつきましてお答えいたします。

税務課におきましては、特殊自動車、いわゆる小型特殊自動車、それから大型特殊自動車、いずれも部位ナンバーということで統一化しております。税額も一緒でございますので、大型と小型という分類はしておりません。恐らくこの予算であげておられるものにつきましては、道路交通法施行規則の中で区分してある部分だと思います。当村のほうで、税務課のほうでわかる分につきましては、農耕用につきまして、小型特殊自動車は212台の登録となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 大変申し訳ございませんでした。ご苦勞かけました。大型特殊免許の助成金ということで、10名、10件ですたいね、やっぱりもう少し件数を上げていただいたらなあというふうに考えます。

これで質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

村長。

○村長（内山慶治君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねをいたします。

ページにつきましては同じく8ページでございますが、今、森田議員が質問され

ました農業振興費の中の営農支援助成金20万円、これについてでございますけれども、これについては大型特殊免許取得の助成ということに先ほどお聞きしましたけれども、特殊大型免許をお持ちの方で、牽引免許も取りたいという方も中にはおられるということで話を聞いております。この方の助成についてはいかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。今回の助成といいますかですね、予算につきましては、先ほど申しました道路をですね、幅が大きくなった後ろに付ける物についての大型特殊免許を取得するためにあげております20万円でございます。今言われましたとおり牽引ということでございますが、今回の場合はですね、今いいましたとおり、大型特殊免許に係るものということで考えておりますので、今回の牽引についてですね、免許取得についての助成というのは考えておりません。ただ、そういうですね、お話が多いようであれば、また今後ですね、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう一点がですね、農林業経営安定化支援金についてでございますけれども、300万円、これにつきましてはですね、先ほども質疑がありましたようにですね、30万円の10件分ということでございますが、これについては農業法人の方も該当するのか。それと、この申請はですね、期間的にどういった期間のスパンで支給対象になるのかということをお願ひしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。新型コロナウイルス感染による影響で売上げが減少した村内の農林業を営む法人、または個人事業者等の事業を安定的に継続するための資金ということで、今回300万円のほうをですね、あげさせていただいております。ということでございますので、先ほどご質問がございました法人につきましても該当するということになると思っております。

それから期間についてでございますけれども、比較のですね、対象期間、これは昨年度の売上げといいますかですね、それが今年度と比較をいたしまして15%ということでございますが、これは3カ月ですね、スパンを大体考えております。3カ月間の同年、同月をですね、昨年度を15%以上減少したということでございますので、そのことで2分の1の補助を考えているところでございます。期間としては、今年の1月からですね、12月までということで考えているところでございま

す。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 以上、質問終わります。質疑終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第26、議案第38号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第27 議案第39号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第27、議案第39号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第27、議案第39号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第28 議案第40号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第28、議案第40号、令和2年度山江村特別会

計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第28、議案第40号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第29 議案第41号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第29、議案第41号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第29、議案第41号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第30 議案第42号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第30、議案第42号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第30、議案第42号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第31 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第31、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出があります。よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和2年第3回山江村議会定例会をこれにて閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員